

# 『コンパクト労働法 [第2版]』補遺

新 世 社

(2022年4月1日時点)

\*第2版は、現在、第3刷まで刊行しています。  
お持ちの本が第何刷かは、奥付（最後のページ）をご確認ください。  
→第2刷の方は **1** と **2** を、第3刷の方は **1** だけご確認ください。  
→初刷（奥付に第2版とのみ記載）の方は、まず **1** と **3** をご確認ください、必要に応じ **4** もご覧ください。

## 1. 最新情報への更新 【第何刷かに関わらず、ご確認が必要】

### (1) 記述の更新

#### 93 頁の 3 行目

2020（令和2）年6月1日施行予定 → 2020（令和2）年6月1日施行

#### 93 頁の 5 行目

…努力義務（→【参考2】も参照）にとどめられます。

→ …努力義務（→【参考2】も参照）にとどめられていましたが、現在では義務とされています。

〈補足解説〉 パワハラ防止措置は、2020年6月1日から、まず大企業に義務付けられ、2022年4月1日から、中小企業も含め企業規模を問わず義務付けられました。なお、中小企業（条文上は「中小事業主」）の定義については140頁を参照してください。

#### 98 頁の 4 行目

2018（平成30）年度 → 2020（令和2）年度

〈補足解説〉 労働相談で1番多いのが「いじめ・嫌がらせ」、2番目が「自己都合退職」であることは、2019年度、2020年度も変わりませんでした。

#### 154 頁の本文 12 行目

(なお、この時効の期間は、民法の改正〔2020 (令和 2) 年 4 月 1 日施行〕等を受けて、将来的に見直される可能性もあります)

→ 削除

〈補足解説〉 年休などの権利に関する 2 年の時効期間については、変更はありませんでした (労基法 115 条)。

〈参考〉 毎月の賃金 (通常の賃金) に関する時効については、変更がなされました。

改正前の民法 (174 条) では賃金の時効が 1 年と短く定められていたところ、それでは短すぎるとして労基法で 2 年に延ばされていたのですが、2020 年 4 月 1 日に施行された改正後の民法では、こうした短期の消滅時効が廃止されました。時効の期間は 5 年を基本として一本化されることになったのです (詳しく言うと、権利者〔債権者〕が権利を行使できると知ってから 5 年、権利行使が可能になってから 10 年です。民法 166 条)。

これを受けて労基法 (115 条) も改正され、支払日が 2020 年 4 月 1 日以降の賃金については、時効が支払日から 5 年とされました。民法の基本的な時効の期間に合わせたわけですが、改正前の 2 年から、いきなり 5 年と倍以上に延ばすのは影響が大きすぎます。そこで、経過措置として、当分の間は 3 年として運用されることになっています (労基法附則 143 条)。よって、支払日が 2020 年 3 月 31 日までの分については 2 年、同年 4 月 1 日以降の分については 3 年と、時効の期間に差が生じることになります。

なお、退職金の時効は、毎月の賃金とは区別する形で 5 年とされていたのですが、これについては民法改正の前後で変更はありませんでした。

#### 160 頁の 7 行目の後 (2) の前) に以下を挿入

このほか、2021 (令和 3) 年の育介法改正により、本人または配偶者の妊娠・出産について使用者に申し出た労働者に対し、育休制度の周知と取得意向の確認が 2022 年 4 月から使用者に義務付けられました。この改正では、従来からの育児休業に加え、いわゆる出生時育休 (産後パパ育休。父親が、子の出生から 8 週間以内に 4 週間までの休業を取得できる仕組みで、2022 年 10 月から施行されます) の創設等もなされるなど、主に育児休業の取得の促進が目指されています。

#### 186 頁の下から 2 行目 (194 頁の 3 行目も同じ)

ハマキョウレックス事件の掲載誌 労判 1179 号 20 頁 → 民集 72 卷 2 号 88 頁

## 194 頁の 4 行目

長澤運輸事件の掲載誌 労判 1179 号 34 頁 → 民集 72 卷 2 号 202 頁

〈補足解説〉 労働契約法 20 条（「働き方改革」による改正後はパート・有期法 8 条）に関する重要判例であるハマキョウレックス事件，長澤運輸事件は，重要性に鑑み，民集（最高裁判所民事判例集）に掲載されました。

## 223 頁の一番下の行

国・自治体などで 2.5%，一般企業は 2.2%

→ 国・自治体などで 2.6%，一般企業は 2.3%

〈補足解説〉 障害者雇用促進法における法定雇用率は，2021 年 3 月から上記のように引き上げられています。

## (2) 『労働判例百選』の改訂に伴う事件番号の変更

第 9 版〔2016 年〕 → 第 10 版〔2022 年〕（事件番号に変更があったもののみ記載）  
なお，以下では「〇〇事件」の「〇〇」のみ記載し，「事件」は省略

### 第 2 章

40 頁の 10 行目 片山組 24 → 26

### 第 5 章

75 頁の 12 行目 東亜ペイント 61 → 62

77 頁の下から 9 行目 新日本製鐵〔日鐵運輸第 2〕 62 → 63

81 頁の 4 行目 JR 東海 75 → 76

### 第 6 章

87 頁の本文 4 行目 フジ興産 19 → 21

### 第 7 章

100 頁の 20 行目 下関商業高校 68 → 69

104 頁の下から 7 行目 高知放送 71 → 72

113 頁の下から 9 行目 九州惣菜 79 に収録

## 第 8 章

119 頁の下から 2 行目	小田急電鉄（退職金請求）	31 → 34
123 頁の 6 行目	福島県教組	31 に収録
123 頁の 12 行目	日新製鋼	29 → 32

## 第 9 章

128 頁の下から 3 行目	三菱重工長崎造船所	33 → 35
135 頁の 14 行目	日立製作所武蔵工場	36 → 38
142 頁の 8 行目	高知県観光	38 → 削除
142 頁の 9 行目	国際自動車	40 に収録（ただし、同事件が高裁へ差し戻された後、再び最高裁で出された最一小判令和 2・3・30 を収録）

## 第 10 章

157 頁の本文 3 行目	白石営林署	41 → 43
---------------	-------	---------

## 第 11 章

164 頁の本文 3 行目	山梨県民信用組合	21 → 23
167 頁の 3 行目	<small>しゅうほく</small> 秋 北バス	18 → 20
167 頁の 4 行目	<small>だいし</small> 第四銀行	20 → 22

## 第 12 章

180 頁の下から 5 行目	日立メデイコ	79 → 80
186 頁の下から 2 行目	ハマキョウレックス	82 に収録（194 頁の 3 行目も同じ）

## 第 13 章

213 頁の 10 行目	電通	48 → 49
--------------	----	---------

## 第 14 章

216 頁の下から 5 行目	長谷工コーポレーション	11 → 12
----------------	-------------	---------

## 第 15 章

230 頁の 5 行目	三井倉庫港運	82 → 83
233 頁の 2 行目	カール・ツアイス	102 → 104
239 頁の一番下～240 頁	朝日火災海上保険	89 → 91

## 第 16 章

247 頁の下から 6 行目	丸島水門	98 → 100
----------------	------	----------

## 2. 正誤表 【第2刷をお持ちの方のみ】

刷数	頁	場所	誤	正
2	3	4行目	労働者	労働法

## 3. 正誤表 【初刷をお持ちの方のみ】

刷数	頁	場所	誤	正
1	3	4行目	労働者	労働法
1	138	下の表③の項目の見出し	1・2の両方にかかわる	①・②の両方にかかわる
1	145	9行目	制度です。	制度です（労基法41条の2）。
1	206	10行目	ず。何も...	ず，何も...
1	240	9行目	前述の㊦㊧㊨（→15.3.2(2)）	前頁の㊦㊧㊨（→15.3.2(4)）
1	255	下から7行目	...です→16.1.1も参	...です→16.2.1も参

## 4. 表現の見直し等 【初刷をお持ちの方のみ】

刷数	頁	場所	誤	正
1	16	下から6行目	あたる	当たる
1	39	6-7行目	まじめに働いたけど	まじめに働いたけれども
1	71	7行目	なんでもあり	何でもあり
1	88	2行目	懲戒理由	懲戒事由
1	88	7行目と9行目	㊦ → ①    ㊧ → ②	
1	129	5行目	仕事とって	仕事と言って

1	139	11 行目	中小企業（＊）	中小企業（＊次頁）
1	140	下から 5 行目	なお	また
1	157	9 行目	なお	また
1	188	下から 9 行目	パート労働法	パート法
1	210	7 行目	行政が細かい基準	行政が通達の形で細かい基準
1	211	下から 3 行目	増悪	ぞうあく 増悪
1	236	10 行目	なお	また
1	243	4 行目	同盟罷業	ひぎょう 同盟罷業